

授業・実習等への対応マニュアル

本資料は、新型コロナウイルス対策行動計画の「授業・実習への対応」に関する具体的な手続きや留意事項を記載しています。

1 感染防止意識の向上

学生に対し、感染防止対策の徹底について指導するほか、啓発ポスターを学内各所に掲示する。

(1) 体調管理

- ・ 体温計を各自準備し、毎朝の体温測定を行う。
- ・ 登校時、(滝沢) 講堂エントランス、各学部棟入口等、(宮古) 講義棟入口に設置したサーモグラフィカメラによる体温のセルフチェックを行う。
- ・ 風邪症状がある場合は、自宅で休養する。
- ・ 十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がける。

(2) 手洗いの励行

- ・ 朝の登校時や教室移動をしたときは、必ず手洗いをする。
- ・ 手拭きは、個人の清潔なタオル、ハンカチ又はペーパータオルを利用。
- ・ (滝沢) 講堂エントランス、各学部棟入口等、(宮古) 講義棟入口等に設置した消毒液による手指消毒を行う。

(3) マスク等の着用

- ・ 学生及び教員に対して、マスクの着用を求めないことを基本とする。
- ・ ただし、実習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面においては、学生及び教員についても、マスクを着用することが推奨されること。なお、実習施設等から指示があった場合は学部の判断によるものとする。

2 教室等の学内環境への配慮

学内環境において、感染拡大のリスク（①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声 の3条件が同時に重なった場）の低減に努める。

(1) 消毒

ア 学生の利用が想定される箇所については、毎日の清掃・予防消毒を実施

- ・ 共通講義棟各教室：机、椅子背もたれ、扉の取手、マイクを毎日昼休み消毒〈委託清掃員〉
- ・ 学部棟（主に1階）の各教室等（滝沢）：机を毎日朝の清掃時に消毒〈委託清掃員〉
- ・ 学内共用箇所（滝沢）：トイレについて清掃に加え、取手・便座を消毒〈委託清掃員〉

イ システム実習室、メディアセンターB棟、宮古短大部情報処理演習室のPCについては、消毒用アルコールとペーパータオルを配置し、学生自身がキーボードとマウスを消毒

ウ 各学部棟のうち上記以外の箇所については、学部において衛生管理を行うものとし、必要となる物品等の購入に要する経費は、別途措置する。

(2) 換気

ア 8:50~17:50の間、教室の上段の窓の両端を10cm程度開放する。

- ・ 朝の開放作業（滝沢）共通講義棟：事務局、各学部棟：学部対応
（宮古）事務局
- ・ 夕方の施錠作業（滝沢）共通講義棟：授業担当教員・事務局（学生アルバイト）、各学

部棟：学部対応、
（宮古）事務局

イ 90分の授業中45分経過した時点で、10分程度の大換気（下段窓と出入口扉開放）を行う。

- ・ 所定の時刻に、換気を促すチャイムを全学に放送する。
- ・ 窓と出入口の開放は、授業担当教員が学生に指示する。
- ・ 開き戸の教室には、あらかじめドアストッパーを準備する。

ウ 換気に伴う室温変化に備え、熱中症対策又は防寒対策に配慮するよう学生に周知するとともに、必要に応じ室温設定を調整する。

【冬季期間（11月～3月）における換気】

- ・ 教室上段窓は閉鎖する。
- ・ 教室廊下側の出入口扉を開放する。
- ・ 90分授業中、授業開始時から5分間以上、45分経過時点で5分間以上、下段窓を大きく開放する。

(3) 座席配置・授業実施方法等

地域や本学において感染が流行している場合などには、次のア・イにより、感染対策を講じる。

ア 講義科目

学生の間隔を可能な範囲でとり、身体的距離の確保を図る。

イ 感染リスクが比較的高い学習活動等

「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっては、活動の場面に応じて、2方向の窓を同時に開けての常時換気や、少人数のグループでの実施、大声での会話や近距離で向かい合っの発声は控える等、感染対策を講じる。

【感染リスクが比較的高い学習活動】

- ・ 学生が対面形式となるグループワーク等
- ・ 一斉に大きな声で話す活動
- ・ 学生がグループで行う実験や観察
- ・ 学生が行う合唱やリコーダー等の演奏
- ・ 学生が行う共同制作等の表現や鑑賞の活動
- ・ 学生がグループで行う調理実習
- ・ 組み合ったり接触したりする運動

3 学外実習等の開始前の留意事項及びその対応

- (1) 県内及び本学内での感染状況を勘案し、本学としての実習可否を判断した上で、事前に、実習施設に対し、実習の受入れを確認する（実習施設に対し、本学としての感染防止対策の具体的方策を明示することも必要）。
- (2) 実習施設の特有の状況（高齢者、妊産婦、新生児、小児等の収容施設、不特定多数利用施設など）により、感染リスクへの配慮が必要な場合は、実習中における感染防止対策について実習施設と綿密に検討する。
- (3) 実習1週間前程度から、学生が、自らの健康管理をするよう指導する。
- (4) 風邪や発熱などの軽い症状が出た場合は、外出をせず、自宅で療養し、自己判断せず実習指導教員へ必ず連絡し、指示を仰ぐよう指導する。また、実習後においても、症状があった場合も同様の対応をするよう指導する。

《問合せ窓口》

教育支援室（教務管理グループ、教育企画・国際交流グループ）

電話 019-694-2012、2016 Mail ipu-kyoumu@m1.iwate-pu.ac.jp